

守口市立梶中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの内面を将来にわたって傷つけるものであり、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、まさに人権に関する重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に全力を挙げて取り組んでいくため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所や学校の内外を問わない。

具体的な「いじめ」の態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（記録）、学年生徒指導担当及び該当担任、養護教諭、支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定
- ②「いじめ」の未然防止
- ③「いじめ」が起きたときの対応および聞き取り内容の記録
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施
- ⑥年間計画実施の進捗状況のチェック
- ⑦各取り組みの有効性の検証
- ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し

4 未然防止のための取り組み

「いじめ」は「どこでも誰にでも起こりうる」という視点を持ち、「いじめは決して許されるものではない」という基本的な考えのもとに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うなど、豊かな心の育成に取り組む。

- ①常に生徒の実態を把握し、生徒との心のふれあいを大切にしながら、すべての教育活動を通じて積極的な生徒指導に取り組む。さらに、全教職員が一体となって共通理解による共通指導をめざし、また、教育相談機能の活用と充実に努め、家庭・地域・関係諸機関との連携を密に、生徒指導の充実に努める。
- ②道徳の時間を中心に、人間としての生き方について考えさせ、自立の心や思いやりの心を育てる「心の教育」の充実に努める。「いじめ」問題追放のため、命と人権の尊さを指導徹底する
- ③いじめ発見につながる教師のスキルを高める研修に取り組む
- ④生徒理解のための参加型の事例研修会をスクールカウンセラーの参加のもとに実施する。
- ⑤校舎内の巡回指導（授業中・休憩時間・放課後）を行い、いじめ・暴力行為等の発見、未然防止に努める。
- ⑥日常の情報交換を密にして、共通理解を深めて指導に当たる。

5 早期発見のための取り組み

「いじめ」は大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても「いじめ」ではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教員で的確に関わり、「いじめ」を積極的に認知することが大切である。

- ①教師と生徒が共感的人間関係を育てるとともに、すべての生徒の自己理解や自己実現を援助するという目的で教育相談を充実させる。
- ②各学期1回の教育相談週間の設定。
- ③生徒へのいじめアンケートを実施し、複数の教職員で内容の確認をする。生徒指導部会やいじめ防止対策委員会で情報を集約し、全教職員で共有する。
- ④日常から生徒との対話を大切にする。
- ⑤スクールカウンセラーの有効利用を図る。
- ⑥週1回生徒指導部会を持ち情報交換をする。

6 いじめの対応について

「いじめ」の発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ不登校対策委員会」で情報共有し、事実確認の上、組織的に今後の対応について検討する。また、説明責任を果たすだけでなく、今後の生徒への支援方法を判断する。基礎資料にするためにも記録を残す。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係諸機関と連携し対応に当たる。

①いじめの発見・通報を受けた時の対応

- 遊びや悪ふざけなど、「いじめ」と疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあれば真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒指導主事に報告し、いじめ不登校対策委員会と情報を共有する。その後は当該学年が中心となり、被害生徒やその保護者に対し、聴き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、「いじめ」の事実の有無の確認を行う。
- 「いじめ」が認知された場合、被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問を行い直接会って報告する。その結果報告に当たっては被害生徒やその保護者の意向を尊重する。また、管理職より教育委員会に報告を行う。
- いじめられた生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携を図る。
- いじめられた生徒・保護者への支援を行う。(落ち着いて教育を受けられる環境の確保)
- いじめた生徒の指導(別室指導・出席停止等を含む)を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて、学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
- 「いじめ」を見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。また、学年・学級指導においても、「いじめ」は絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

②ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、問題の箇所を確認し印刷・保存しプロバイダなどの連絡し削除の依頼をする。
- 情報モラル教育を推進する。

7 年間計画（令和3年度）

	1年	2年	3年	全体
4月				第1回対策委員会 (年間計画確認、気になる生徒の情報交換等) いじめ防止基本方針の周知
5月	相談窓口の周知 教育相談 家庭訪問	相談窓口の周知 教育相談 家庭訪問	相談窓口の周知 教育相談 家庭訪問 修学旅行(班行動)	教育相談期間 生徒理解研修
6月	生徒総会に向けて クラス熟議 生徒総会 情報モラル教室	生徒総会に向けて クラス熟議 生徒総会	生徒総会に向けて クラス熟議 生徒総会	小中連絡会で1年の様子について情報交換
7月	いじめアンケート 個人懇談(家庭の様子を把握) 1学期のふりかえりプリント 学年集会	いじめアンケート 個人懇談(家庭の様子を把握) 1学期のふりかえりプリント 学年集会	いじめアンケート 個人懇談(家庭の様子を把握) 1学期のふりかえりプリント 学年集会	アンケート集計・分析
8月				梶中ブロック人権研修
9月	体育大会 班長会議	体育大会 班長会議 宿泊学習	体育大会 班長会議	第2回対策委員会 (進捗状況の確認、気になる生徒の情報交換)
10月	文化発表会	文化発表会	文化発表会	
11月	教育相談 個人懇談(家庭の様子を把握) いじめアンケート	教育相談 個人懇談(家庭の様子を把握) いじめアンケート	教育相談 個人懇談(家庭の様子を把握) いじめアンケート	アンケート集計・分析
12月	2学期のふりかえりプリント 学年集会	福祉体験学習 2学期のふりかえりプリント 学年集会	2学期のふりかえりプリント 学年集会	第3回対策委員会 (進捗状況の確認、気になる生徒の情報交換)
1月	班長会議	班長会議	班長会議	
2月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	アンケート集計・分析
3月				第4回対策委員会(年間総括)

8. 相談窓口

○いじめホットライン

(子ども) 06-6992-0177

○電話教育相談

(保護者) 06-6992-6346

○メール教育相談

(子ども・保護者) soudan@morigushi-osk.ed.jp

○LINE 教育相談

(子ども) アカウント名：守口市 LINE 教育相談 ID：@kef2467j

○守口市教育センター

06-6997-0703

○守口市子育て世代包括支援センター

「あえる」06-6995-7833

○守口市市民保健センター

06-6992-2217

○大阪府中央子ども家庭センター

072-828-0161

○大阪府教育委員会 すこやか教育相談

(子ども) 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

(保護者) 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

○すこやか教育相談24

0120-0-78310

○子ども家庭相談室

(子ども) 0120-928-704

○子ども家庭相談室

(保護者) 06-4394-8754